

平成24年第1回野洲市議会定例会 市提出案件（追加）

議案番号	件 名	提出月日
議第37号	平成23年度野洲市一般会計補正予算（第7号）	3月26日
議第38号	平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	3月26日

平成24年第1回野洲市議会定例会 市提出案件概要（追加）

1 補正予算 2件

□議第37号 平成23年度野洲市一般会計補正予算(第7号)

①予算額

- ・補正前予算額 19,607,167千円
- ・補正額 18,000千円
- ・補正後予算額 19,625,167千円

②補正の概要

- ・野洲駅周辺都市基盤整備事業の工事請負費を増額（18,000千円）
- ・繰越明許費事業一覧

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等改修事業	11,683
		篠原駅周辺都市基盤整備事業	11,939
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務委託	20,864
3 民生費	1 社会福祉費	湖南地域重症心身障害（児）者生活介護施設整備事業	30,501
	2 事道福祉費	公立こども園施設整備事業	11,928
4 衛生費	2 環境保全費	環境基本計画中間見直し業務委託	
	3 清掃費	一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）整備事業（生活環境影響調査業務委託）	20,565

8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	3,856
	4 都市計画費	野洲駅周辺都市基盤整備事業	320,730
9 消防費	1 消防費	東消防署施設整備事業	197,019
		防災センター施設整備事業	134,601
10 教育費	2 小学校	小学校施設整備事業	291,846
	3 中学校	中学校施設整備事業	129,337
	4 幼稚園	幼稚園施設整備事業	100,100

口議第 38 号 平成 23 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

・繰越明許費事業一覧

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	雨水幹線設計業務委託	10,000

平成24年第1回野洲市議会定例会 市提出案件

議案番号	件名	提出月日
報告第1号	委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	2月29日
報告第2号	委任専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	2月29日
議第1号	平成24年度野洲市一般会計予算	2月29日
議第2号	平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算	2月29日
議第3号	平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算	2月29日
議第4号	平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算	2月29日
議第5号	平成24年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算	2月29日
議第6号	平成24年度野洲市下水道事業特別会計予算	2月29日
議第7号	平成24年度野洲市墓地公園事業特別会計予算	2月29日
議第8号	平成24年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算	2月29日
議第9号	平成24年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算	2月29日
議第10号	平成24年度野洲市土地取得特別会計予算	2月29日
議第11号	平成24年度野洲市水道事業会計予算	2月29日
議第12号	平成23年度野洲市一般会計補正予算（第6号）	2月29日
議第13号	平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	2月29日
議第14号	平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	2月29日
議第15号	平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算	2月29日

	(第3号)	
議第16号	平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	2月29日
議第17号	平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第 2号)	2月29日
議第18号	「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内にお ける建築物の制限に関する条例	2月29日
議第19号	野洲市景観条例	2月29日
議第20号	野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を 置く水道の布設工事等を定める条例	2月29日
議第21号	野洲市印鑑条例等の一部を改正する条例	2月29日
議第22号	野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例	2月29日
議第23号	野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部 を改正する条例	2月29日
議第24号	野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	2月29日
議第25号	野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市 教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条 件に関する条例の一部を改正する条例	2月29日
議第26号	野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	2月29日
議第27号	野洲市税条例の一部を改正する条例	2月29日
議第28号	野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正 する条例	2月29日
議第29号	野洲市図書館条例及び野洲市歴史民俗博物館条例の 一部を改正する条例	2月29日
議第30号	野洲市介護保険条例の一部を改正する条例	2月29日
議第31号	野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例	2月29日
議第32号	野洲市下水道条例の一部を改正する条例	2月29日
議第33号	野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例	2月29日

議第 3 4 号	財産の取得について((仮称)野洲第 3 こども園用地)	2 月 2 9 日
議第 3 5 号	滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について	2 月 2 9 日
議第 3 6 号	市道路線の認定及び廃止について	2 月 2 9 日

◎各案件の概要は次ページ以降です。

平成24年第1回野洲市議会定例会 市提出案件概要

1 委任専決処分の報告 2件

□報告第1号 委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

市道野洲中央線と県道野洲停車場線の交差点における公用車の接触事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

○損害賠償額 32,804円

□報告第2号 委任専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

市道大篠原開拓線における公用車の接触事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したから同条第2項の規定により報告する。

○損害賠償額 182,490円

2 新年度予算 11件

□議第1号 平成24年度野洲市一般会計予算

□議第2号 平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

□議第3号 平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

□議第4号 平成24年度野洲市介護保険事業特別会計予算

□議第5号 平成24年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算

□議第6号 平成24年度野洲市下水道事業特別会計予算

□議第7号 平成24年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

□議第8号 平成24年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算

□議第9号 平成24年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算

□議第10号 平成24年度野洲市土地取得特別会計予算

□議第11号 平成24年度野洲市水道事業会計予算

3 補正予算 6件

□議第12号 平成23年度野洲市一般会計補正予算(第6号)

①予算額

・補正前予算額 19,524,159千円

・補正額 83,008千円

・補正後予算額 19,607,167千円

②補正の概要

- ・個人市民税の減額（△45,000 千円）及び市たばこ税の増額（47,457 千円）
- ・国の地方財政計画に基づき譲与税及び県税交付金の増額（52,000 千円）
- ・特別交付税の増額（130,000 千円）
- ・不動産売払い収入の増額（34,542 千円）
- ・財政調整基金繰入金を減額（△320,000 千円）
- ・下水道事業特別会計からの繰入金を追加（190,000 千円）
- ・新クリーンセンター施設整備に伴う生活環境影響調査の事業実施年度間調整による減額（△41,757 千円）
- ・野洲駅周辺都市基盤整備事業の国庫補助金交付決定に伴い減額（△43,585 千円）
- ・篠原小学校管理棟改築工事経費を皆減し、次年度当初予算（案）に計上（△341,500 千円）
- ・国庫補助金の追加内示を受け、小中学校空調設備整備工事経費を前倒して計上（408,141 千円）
- ・国庫補助金の追加内示を受け、祇王幼稚園遊戯室増改築工事経費を前倒して計上（100,100 千円）

□議第 13 号 平成 23 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 4,523,465 千円
- ・補正額 △77,779 千円
- ・補正後予算額 4,445,686 千円

②補正の概要

- ・今年度の医療費の動向から一般被保険者療養給付費の減額（△29,859 千円）

□議第 14 号 平成 23 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 365,710 千円
- ・補正額 786 千円
- ・補正後予算額 366,496 千円

②補正の概要

- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金及び後期高齢者医療広域連合納付金の精査

□議第 15 号 平成 23 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 2, 8 6 9, 6 0 4 千円
- ・補正額 Δ 4, 7 0 5 千円
- ・補正後予算額 2, 8 6 4, 8 9 9 千円

②補正の概要

- ・認定調査システム更新経費を計上 (22,608 千円)
- ・今年度給付見込みから保険給付費を減額 (Δ 27,925 千円)

□議第 16 号 平成 23 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 2, 0 2 8, 6 0 4 千円
- ・補正額 1 5 0, 9 4 6 千円
- ・補正後予算額 2, 1 7 9, 5 5 0 千円

②補正の概要

- ・公共下水道使用料 (70,000 千円) 及び特定環境保全公共下水道使用料 (10,000 千円) の増額
- ・流域下水道負担金精算金 (157,663 千円) 及び流域下水道における起債の繰上償還に伴う影響額の精算金 (32,993 千円) を計上
- ・事業費に対する使用料の余剰分相当の資本費平準化債発行を減額 (Δ 119,300 千円)
- ・浄化センター負担金 (20,000 千円) 及び流域下水道建設事業負担金 (Δ 7,054 千円) の確定に伴う減額
- ・諸支出金において一般会計繰出金を計上 (190,000 千円)

□議第 17 号 平成 23 年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1, 4 5 1, 6 2 5 千円
- ・補正額 Δ 1 0 4, 1 2 0 千円
- ・補正後予算額 1, 3 4 7, 5 0 5 千円

②補正の概要

- ・新クリーンセンター用地取得について、土地購入から賃貸借への変更に伴いかかる経費を皆減（△101,120千円）

4 条例の制定 3件

口議第 18 号 「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

建築基準法の規定に基づき、当地区計画の地域内における建築物に関する制限を定めることにより、良好な環境の街区を形成する。

①制限の内容

第 4 条 建築物の用途の制限

第 5 条 壁面の位置の制限

②施行日 平成 24 年 4 月 1 日

口議第 19 号 野洲市景観条例

野洲らしい良好な景観を守り育て次世代へ継承していくために、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、景観法の規定に基づく景観計画の策定等必要な事項を定める。

①条例の内容（目次）

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 景観計画（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 行為の規制等（第 7 条—第 12 条）

第 4 章 景観重要建造物（第 13 条—第 16 条）

第 5 章 景観重要樹木（第 17 条—第 20 条）

第 6 章 表彰及び助成（第 21 条・第 22 条）

第 7 章 野洲市景観審議会（第 23 条・第 24 条）

第 8 章 雑則（第 25 条）

付則

②施行日 第 7 章 平成 24 年 4 月 1 日

第 1 章から第 6 章、第 8 章 平成 24 年 6 月 1 日

口議第 20 号 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例

水道法が改正され、水道法第 12 条第 1 項に規定される水道の布設工事並びに同条第 2 項及び第 19 条第 3 項に規定される資格基準について条例で定めるものとされたことから、条例を制定する。

施行日 平成 24 年 4 月 1 日

5 条例の改正 13件

□議第 21 号 野洲市印鑑条例等の一部を改正する条例

外国人住民の利便増進及び行政の合理化を図るため、外国人登録制を廃止し、外国人住民を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えることとする関係法令の改正に伴い、所要の改正を行う。

①改正条例

- (1)野洲市印鑑条例の一部改正
- (2)野洲市犯罪被害者支援条例の一部改正
- (3)野洲市手数料条例の一部改正

②施行日 平成 24 年 7 月 9 日

□議第 22 号 野洲市水防協議会条例の一部を改正する条例

水防法の一部が改正されたことに伴い、関連する引用条項の改正を行う。

①第 1 条 「第 33 条」⇒「第 34 条」

②施行日 公布の日

□議第 23 号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

野洲市コミュニティバスにおいて乗継制度を創設し、市民にとって、より高い利便性を図るため、所要の改正を行う。

施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中小企業金融審査委員会の委員報酬について、野洲市小規模企業者小口簡易資金の貸付申込みが減少し審議実績が減少していることから、報酬の金額及び支払方法について見直しをする。また、附属機関の委員報酬について、幅広く市民の意見を求められるよう、報酬額の変更を可能とすることについて改正をするもの。

①概要

- ・別表 中小企業金融審査委員会の項中
「年額 21,000 円」⇒「日額 3,000 円」
- ・「日額 5,000 円」⇒「日額 3,000 円。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合は、日額 12,000 円を超えない範囲内で任命権者が定める額」

②施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長及び教育長の給料月額等について、財政健全化計画集中改革プラン終了後の財政健全化堅持のための取組として、所要の改正を行う。

①概要

- ・給料月額

8%減額 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日

- ・期末手当

10%減額 平成 24 年 6 月及び同年 12 月

②施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

昨年までに行われた人事院勧告のうち、集中改革プランの実施に伴い見送っていた 55 歳を超える職員に対する給与の定率減額及び給与構造改革における経過措置額の減額及び廃止のための改正を行う。

①概要

(1)第 1 条 野洲市職員の給与に関する条例

行政職給与表の適用を受ける 6 級以上の者について、55 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の給与から 100 分の 1.5 を乗じて得た額を減額。

「超勤代休時間」⇒「時間外勤務代休時間」

(2)第 2 条 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

給与構造改革における経過措置額について、第 1 条の給与の減額の適用をさせたうえで、平成 24 年度は 2 分の 1（上限 1 万円）を減額し、平成 25 年度に廃止する。

(3)第 3 条 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

介護休暇における第 1 条の給与の減額を適用するための読替え。

給与条例第 24 条 ⇒ 改正後の給与条例付則第 13 項

(4)付則第 4 項 野洲市職員の育児休業等に関する条例

育児短時間勤務職員等に関する第 1 条の給与の減額を適用するための読替え。

(5)付則第 5 項 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

「超勤代休時間」⇒「時間外勤務代休時間」

②施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、改正を行う。

①概要

(1)第 95 条中 「4,618 円」⇒「5,262 円」

附則第 16 条の 2 第 1 項中 「2,190 円」⇒「2,495 円」

(2)附則第 9 条削除

②施行日

(1) 平成 25 年 4 月 1 日

(2) 平成 25 年 1 月 1 日

□議第 28 号 野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例

就学前児童を対象としている「ことばの教室」事業について、小中学校に在籍する者を対象者に追加するための改正を行う。

施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 29 号 野洲市図書館条例及び野洲市歴史民俗博物館条例の一部を改正する条例

図書館法及び博物館法の一部改正に伴い、協議会委員の任命基準を規定する。

施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 30 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険料の改定、介護認定審査会の委員定数の引上げ、介護保険法の改正に伴う所要の改正を行う。

①概要

(1)介護認定審査会の委員の定数 「25 人」⇒「35 人」(第 6 条中)

(2)平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率 (平均 12.8%の引上げ)

保険料の段階 8 段階⇒10 段階

第 4 段階 (1 年間の保険料の基準額) 「52,680 円」⇒「59,400 円」

②施行日 平成 24 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

県の日野川改修事業に伴い廃止となった日野川近隣広場を別表より削除する。

施行日 公布の日

□議第 32 号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、「1.1 ジクロロエチレン」の排出基準が緩和されたことに伴い、改正を行う。

第 12 条第 1 項第 15 号中 「0.2 ミリグラム」⇒「1 ミリグラム」

施行日 公布の日

□議第 33 号 野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例

住宅法の改正に伴い、入居者資格について条例で定めることとなったこと、また、現在の入居者資格を継続することから改正を行う。

施行日 平成 24 年 4 月 1 日

6 その他 3件

□議第 34 号 財産の取得について ((仮称) 野洲第 3 こども園用地)

(仮称) 野洲第 3 こども園整備事業において、小篠原字乃ぼ路内 197 番 1、他 10 筆、5,179.3 m²の私有地を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の

規定に基づき、議会の議決を求める。

- ・取得金額 94,263,260 円

□議第 35 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、関係地方団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

□議第 36 号 市道路線の認定及び廃止について

次の市道路線を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線・・・野洲駅南口広場線
- ・廃止路線・・・野洲駅南口広場線